

## 総論 2 電気通信事業法を理解するのに有用な民商法の予備知識

### 1. 電気通信事業法と民商法

電気通信事業の実務においては、「契約」という概念がたびたび登場するが、これを律する法分野は、民法及び商法に代表されるので「民商法」の分野と呼ばれている。電気通信事業法は、この民商法に関する特則に該当するような規定をいくつも置いているが、そこには特則の部分しか書かれないので、その特則によって変更される一般原則を知るには民商法の基礎知識を持たなければならず、ある程度まとまった勉強を要する。ここでは、電気通信事業法を理解するのに必要最小限の民商法の解説を試みる。

### 2. 民法概観

#### (1)民法の章立て

民法の目次をみると以下の5編で構成されている。

第一編 総則

第二編 物権

第三編 債権

第四編 親族

第五編 相続

このうち第四編と第五編はまとめて「親族・相続」と呼ばれており、そこで定められているのは婚姻や養子縁組の手續とか人が死亡したときの遺産相続の配分のルールなどであって、電気通信事業法の理解とは関係がない。

第二編は、民法上の権利のうちローマ法以来の伝統の権利である所有権をはじめとする一連の権利を「物権」と呼んで限定列挙している。物権は、物を所有したり手元に置いたりして支配することに伴う権利であり、民法その他の法律に定めるもののほか、創設することができない[民 175]。わざわざこんなことが規定されているのは、物権でない権利の中には当事者間の契約によって自由に創設できるものが多数存在するからである。物権の中でも特に土地の所有権に関する規定は詳しく書かれており、建物の築造には境界線から50cm以上の距離を保つことを要する[民 234①]とか細かい規定がある。金銭の貸付の際に土地を担保にとるときの「抵当権」のような権利は物権の中でも「担保物権」と呼ばれ、金銭を貸した債権者、借りた債務者、さらには抵当権が設定された土地を入手した第三者などの権利義務に関する規定が置かれている。いずれも電気通信事業法の規定とは縁遠く、